

別添

規則等の名称	審査基準（身体障害者用の車の署長確認）
根拠法令	道路交通法施行規則 第1条の5第2項
趣旨	<p>道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）の規定により、身体障害者用の車に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>改正府令による改正後の道路交通法施行規則第1条の5第2項の規定により、原動機を用いる身体障害者用の車について署長が行う確認に係る事務について、前同日から運用することに伴い、審査基準を定めるもの。</p>
概要	原動機を用いる身体障害者用の車について、車体の大きさの基準（施行規則第1条第1項第1号に定める基準をいう。）に適合しないものであっても、市町村長から通知があった場合及び利用者等から確認申請書の提出があった場合には確認を行い、審査が通れば歩行者とみなす。
施行日	令和5年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	規則等において、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であり、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
その他参考事項	